

3月29日(月) 安城保育園を移転

新しい園舎は、4月1日(木)にオープンする安城市民交流センターの北側になります。

一時保育も、新園舎で実施します。

●住所／電話番号

大東町11-30 / ☎876-2714

●受入年齢 0歳児(6か月)～5歳児

●延長保育時間 午前7時30分～午後6時



■太陽熱を利用
新しい安城保育園は、太陽の熱を利用する「パッシブソーラーシステム」を採用しました。屋根で集めた太陽の熱で空気を温め、それを床下に送って熱を蓄えます。蓄えた熱は、冬は暖房に、夏はプールのシャワーに利用します。

問▼子ども課
(☎871-2228)

総合福祉センターの講座

●受講期間 4月～来年3月

●内容／とき／定員／費用

左表のとおり

※定員を超えた場合は抽せん。

●対象 高齢者教養講座↓市内在住の60歳以上の人 身体障害者講座↓市内在住の16歳以上の身体障害者・知的障害者(障害の程度により、付き

添いが必要な場合あり)

●申し込み 3月2日(火)～13日(土)午前9時～午後5時(8日(月)を除く)に申込書を総合福祉センターへ

※申込書は同センターで配布。

問▼総合福祉センター
(☎877-7888)

高齢者教養講座				
教室名	曜日	時間	定員	費用
民謡	第1・3(木)	午前10時～11時30分	各30人	1000円
民舞	第2・4(木)	午後1時30分～3時	各30人	2500円
山の幸染め	第2(金)	午後1時30分～3時30分	10人	1回1000円
ちぎり絵	第3(木)		各20人	7000円
絵手紙	第2(火)	午前10時～正午	各20人	なし

身体障害者講座				
教室名	曜日	時間	定員	費用
絵画	第1・3(火)	午前10時～11時30分	各25人	なし
書道	第1・3(土)		各25人	なし
料理	第4(土)	午前9時30分～午後1時	各20人	1回500円
音楽	第1・3(火)	午後1時30分～3時	各20人	なし
手編	第2～4(火)		各20人	7000円
生花	第2・4(火)	午後1時30分～3時30分	各20人	1回630円
抹茶	第1(木)		各15人	3600円
煎茶	第3(木)	午前10時～正午	各15人	3600円

あんじょう環境フォーラム デンマーク大使とREサイクリング



メルビン氏

●内容 市総合運動公園からデンパークまで約6.5kmのサイクリング、親子いきもの講座

●対象 市内の小学生とその保護者

●定員 100組200人(定員を超えた場合は抽せん)

●その他 参加記念品(デンパーク商品券500円分)あり

●申し込み 3月15日(月)(土)を除くまでの午前9時～午後5時に直接か電話で環境首都推進課へ

昨年5月に開催した、デンマーク駐日大使メルビン氏とのエコサイクリングから約1年。今回、環境フォーラムの一環として、再び大使を安城市に迎え、市長・市民と一緒にサイクリングをします。デンパーク到着後は、タレントの鉄崎幹人さんの親子いきもの講座を開催します。



鉄崎さん

●とき 4月3日(土)午後1時～4時

問▼環境首都推進課
(☎871-2206)

小・中学校児童・生徒3108点から 交通安全ポスター入賞者発表

市交通安全推進協議会が交通安全ポスターを募集し、審査の結果、次の皆さんが県知事賞ほか各賞を受賞しました。なお、3月25日(木)～4月15日(木)に、受賞作品を文化センターに展示します。

■小学生の部 〈敬称略〉

●県知事賞 長谷川泰世(桜林小1年)



長谷川泰世くんの作品

●安城市長賞 中尾嘉希(桜町小2年)

●安城市議会議員賞 吉田圭佑(今池小5年)

●安城市教育長賞 北中拓海(志貴小3年)

●金賞 林彩紋(三河安城小1年)、中川智穂(桜井小2年)、畑田真由香(同小3年)、山村修平(高棚小4年)、永本里奈(志貴小5年)、加藤虎之介(錦町小6年)

●銀賞 川崎笑佳(安城中小1年)、堀綾那(桜林小2年)、

富田帆夏(桜井小3年)、山本 のぞ美(安城中小4年)、青山由季(新田小5年)、小松由佳(三河安城小6年)

■中学生の部 〈敬称略〉

●県知事賞 三澤文香(安祥中3年)



三澤文香さんの作品

●安城市長賞 角倉慎弥(安祥中2年)

●安城市議会議員賞 三澤友香(安祥中1年)

●安城市教育長賞 井上優里(東山中1年)

●金賞 杉浦綾(明祥中1年)、市川遥菜(安祥中2年)、飯島加奈(同中3年)

●銀賞 榊原慎之介(明祥中1年)、岩瀬加奈(桜井中2年)、太田博子(明祥中3年)

問▼市民安全課
(☎871-2219)

進学・修学の奨学金制度

●内容 月額9000円以内を6か月分ずつ、年2回支給

●対象 市内在住で、経済的な理由から公私立高等学校への進学や修学が困難な、ほかの奨学金を受けていない学力優秀な人

●必要書類 奨学金申請書、奨学生推せん書、家庭状況調査書、戸籍謄本、住民票の写し、成績証明書、合格通知書の写し(平成22年度入学の人のみ)

●申し込み 3月31日(木)までに必要書類を持って、今年進学する人↓在学中の中学校へ、高校在学中の人↓市教育委員会総務課(☎871-2253)へ

※奨学金申請書は、同課・市内各中学校で配布。

固定資産税のお知らせ

■土地・家屋の価格など縦覧帳簿の縦覧

●とき 4月1日(木)～30日(金)
(土)(日)を除く午前8時30分～午後5時15分

●ところ 資産税課

●縦覧できる人 ①市内に土地や家屋を所有する固定資産税の納税者とその同居親族
②納税管理人

●持ち物 来庁者の本人確認ができるもの

●縦覧帳簿の内容 土地↓所在、地番、地目、地積、当該年度の価格、家屋↓所在、家屋番号、種類、構造、建築年、床面積、当該年度の価格

●注意事項 ①所有者の氏名、住所、課税標準額は表示していません ②本人が所有する物件以外の評価内容や個人情報にかかわる質問はお答えできません ③縦覧帳簿の複写や電話での照会はできません

■平成22年度分の固定資産税・税台帳の縦覧

●とき 4月1日(木)～30日(金)
(土)(日)を除く午前8時30分～午後5時15分

●ところ 資産税課

●縦覧できる人 ①納税義務者とその同居親族 ②納税管理人 ③借地借家人など(契約にかかわる資産のみ)

●持ち物 来庁者の本人確認ができるもの(③の人は該当する資産の賃貸借契約書も必要)

●その他 期間中、縦覧対象者①②の人には、名寄せの写しを無料で発行します。

なお、平成22年度分の固定資産に関する証明は、4月1日(木)より市民税課で発行します。

※顔写真のない身分証明書のみの場合は、2種類必要。
同じ世帯の親族でも、市外在住者の場合は委任状などが必要。

●課税明細書の内容の確認を課税対象となる資産(土地・家屋)の詳細を記載した課税明細書を4月上旬に発送します。不明な点、現状と異なる点がありましたら、早めに連絡してください。この課税明細書は、翌年の確定申告にも使用できます。ただし、再発行はできません。

■納期と納税通知書について
平成22年度の固定資産税と都市計画税の納税通知書を4月中旬に発送します。第1期の納期限は4月30日(金)です。

●高年齢者・障害者・母子(父子)世帯の固定資産税・都市計画税を減免
●対象 次の①②の要件を満たし、③のいずれかに該当する世帯
①世帯全員が居住用以外の固

定資産を持つていない

②宅地面積200㎡以下、住宅延べ床面積120㎡以下
③高年齢者世帯↓世帯全員が市民税非課税 障害者世帯・18歳未満の児童を扶養する母子(父子)世帯↓世帯全員の合計所得が市長の定める額を超えない

※各世帯の要件は、市で定める基準によります。また、ほかの世帯の人に扶養されている場合は該当しません。

※高年齢者世帯とは、平成22年1月1日現在で次の①～③いずれかに該当する人が固定資産を所有している世帯。
①68歳以上の
②65歳以上でひとり暮らしの人
③65歳以上で、ねたきりまたは認知症の状態が3か月以上継続している人

●申し込み 4月1日(木)～23日(金)午前8時30分～午後5時15分(土)(日)を除く)に資産税課へ

問▼資産税課
(☎871-2256)
(☎871-2215)

加賀市 砺波市 と交流する 団体を募集

●対象 市内在住者5人以上で構成し、市内で活動する団体(規約を有すること)

●対象事業 平成22年度中、加賀市・砺波市が主催・共催する交流企画などに参加するもの

●補助額 交通費・運送費などの経費の半額(上限10万円)

●申し込み 3月1日(月)～31日(木)(土)(日)を除く)に、団体名、会員名簿、活動内容の分かるもの、交流事業の計画書、予算書(様式は自由)を持って市民活動課(☎871-2218)へ



ごみカレンダーなどを配布

「平成22年度版ごみカレンダー」(4月～来年3月)と「ごみと資源の分け方・出し方」の変更チラシを3月中旬に配布します。変更チラシは、昨年配布した「ごみと資源の分け方・出し方早わかりブック」と一緒に保管してください。

なお、今年は「ごみと資源の分け方・出し方早わかりブック」の配布はしません。

問▼清掃事業所
(☎876-3053)



デンパークの催し・募集

■彩色影絵「裸の王様」

●とき 3月7日(日)午前11時、午後1時・3時

●内容 影絵劇団「仁」による影絵

●費用 入園料



■不思議の森秘密基地づくりの参加者を募集
デンパーク中央にある「不思議の森」で秘密基地を作ります。

●費用 入園料



●とき 3月13日(土)午前9時30分～正午(雨天の場合は3月14日(日))

●対象 小学生以下の子とその保護者

●定員 20組(先着順)

●申し込み 3月5日(金)～12日(金)午前9時30分～午後5時(9日(木)を除く)にデンパークへ

デンパークのパート・アルバイトを募集
●賃金 時給70円(土)(日)の時給は100円増)、通勤割増1日200円
●申し込み 電話でデンパークへ
※面接時に写真を添付した履歴書を持参してください。

■植栽スタッフ

●応募資格 62歳くらいまで
●勤務内容 園内の植物管理など

●勤務日時 (土)(日)を含む週5日午前8時～正午または午後1時～5時

■体験教室の補助スタッフ

●応募資格 18～45歳くらいまで(大学生歓迎、高校生不可)

●勤務内容 ソーセージ教室などの指導

●勤務日時 (土)(日)午前9時30分～午後5時の4時間程度

問▼デンパーク
(☎892-7111)

国際理解講座「英語落語」

●とき 3月13日(土)午後1時30分

●ところ 文化センター

●内容 ダイアン・吉田氏(ダイアン・オレット、イギリス出身)による創作日本語落語と英語落語。ダイアン氏が日本に住んで感じた異文化体験を楽しく語るトーク

問▼市民活動課
(☎871-2218)

●定員 100人(先着順)
※未就学児の入場は不可、小学生は保護者同伴。

●その他 この講座は、中学校程度の英語で楽しめます

市全体では1946ヘクタール 公共下水道の使える区域が広がります

3月31日(水)から、城ヶ入町・堀内町・桜井町・東町・安城町・古井町・榎前町の一部の

区域で、新たに下水道が使えるようになります。

■新たに下水道が使えるようになる区域の縦覧

●とき 3月17日(水)～31日(水)

(土)(日)(祝)を除く午前8時30分～午後5時15分

●ところ 下水道管理課(西

庁舎2階)

■1日も早く下水道に接続を
川や海を汚す最大の原因は、家庭から出る生活排水です。生活排水による水質汚濁から自然を守り、清潔で快適な生活環境をつくるため、1日も早く下水道に接続をお願いします。

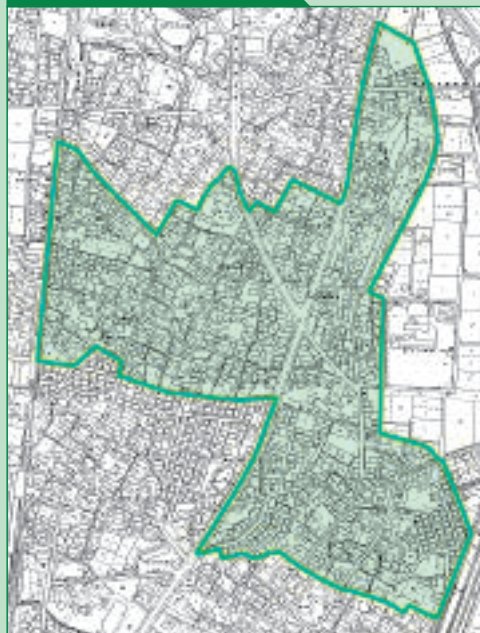
■受益者負担金の支払いはお済みですか？
下水道を整備するにあたり、区域内の皆さんには、下水道事業の建設費の一部として「受益者負担金」を納めていただいています。

負担金の支払いには、9月と3月の年2回の納期で支払う分割納付と、毎年9月に一括で支払う一括納付の方法があります。

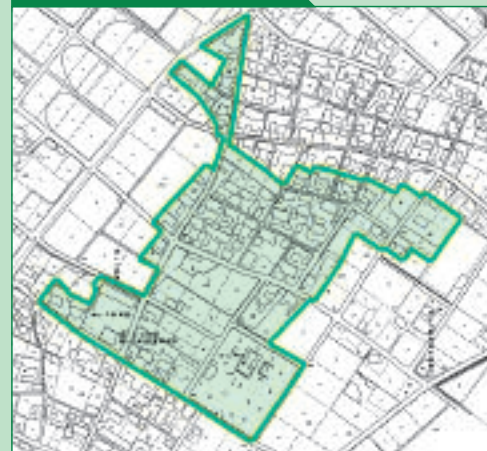
分割納付の納期は3月31日(水)までです。納付書をなくした人は、再発行しますのでご連絡ください。

問▼下水道管理課
(☎871-2247)

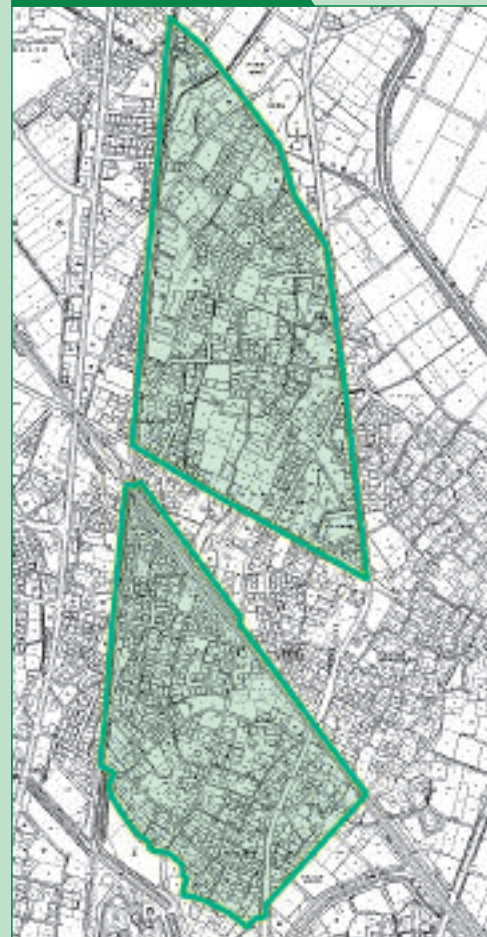
堀内・桜井地区



城ヶ入地区



古井地区



榎前地区



生活に防災を取り込もう!!

問▶防災課(☎871-2220)

知る・備える・行動する

近い将来、発生が心配されている東海・東南海地震(今後30年以内に発生する確率が87%以上)に対し、備えも無く「自分は大丈夫」と思っていないませんか？

地震や台風などの自然現象は、避けることはできません。しかし、災害への対策を強化することは可能です。過去の災害から教訓を学び、危険を予知して災害に備えましょう。

阪神・淡路大震災では、神戸市内で亡くなった人の83%が、建物の倒壊や家具・家電製品などの転倒による圧死です。被害を最小限に食い止める減災への取り組みこそが必要であり、そのためには、事前の備え、すなわち予防対策が重要です。

まずは、自宅の耐震強度を知ることです。強度が不足している場合は、補助金の制度を活用して、速やかな耐震改修をお願いします。

次に、家具・家電製品などの固定です。地震が起これば、タンスやテレビ・冷蔵庫も凶器になります。特にマンションなどの高層階は、揺れが増幅しますので注意が必要です。

防災対策は、一朝一夕では済みません。市民の皆さんの理解と努力、地域での話し合いや協力、そして行政が、公的支援や施設整備などをしながら、地道に進めていくことが大切です。



防災リーダー養成研修で家具の固定方法を学ぶ

命を守るためには、建物・家具などの下敷きにならないことが大切ですが、どこか人ごとというのが現状ではないでしょうか。家庭でも災害をイメージして対策を考えてください。大地震が起きて、命からがら避難所へ避難し、悲惨な生活をするよりも、住み慣れた自宅で大切な家族の生命と財産を守り、生き残る対策を講じる方が重要だと思います。

災害を完全に防ぐことはできません。これまで無事であったことを過信することなく、地元自主防災会の皆さんとともに、災害発生時の地域の体制づくりを事前にするこで、確実に地域の災害対応能力が向上します。

多くの災害は、天災ではなく人災です。次の世代の人たちが不幸にならないように減災対策をしましょう。

高齢者を虐待から守る

高齢者への虐待は、人権を侵害し、心や身体に深い傷を負わせます。高齢者を虐待から守りましょう。

■高齢者虐待の種類

- 身体的虐待 殴る、けるなどの暴行を受けるなど
- 心理的虐待 侮辱、脅迫などの言葉による暴力や無視されるなどの行為を受けるなど
- 経済的虐待 無断で高齢者名義の不動産や預貯金・年金を処分されるなど
- 性的虐待 性的な暴力・いたずらを受けるなど
- ネグレクト 世話の放棄などで健康維持や生活への援助を受けられないなど

■サインを見逃さないで

- 虐待を受けている高齢者や介護に疲れた家族のサインに気づき、見過ごさないことが、虐待を防ぐ第一歩となります。
- 高齢者のサイン
 - なかなか家に帰らなかった
 - 汚れたままの服を着ている
 - 家族の話題を避けるようになった

- 落ち着きがなく、おどおどしている
- 家族のサイン
 - 介護に疲れている様子
 - イライラしていることが多い
- 高齢者に対して無関心さがみられる

■虐待を防ぐためにできること

- 声をかけ合う 日ごろから地域で声をかけ、いつでも仲間がいるよ、というサインを送りましょう。
- 気軽に話せる場づくり 「世話になっているから」世間体があるから」などの理由で、ひとりで抱え込んでしまいう人も少なくありません。自分の気持ちを人に伝えられる場をつくるのが大切です。

●相談窓口

- 社会福祉課、地域包括支援センター(☎871-2945)、中部地域包括支援センター(☎871-0077)、市内在宅介護支援センター、市保健センター(☎876-1133) 各地区の民生委員

問▼社会福祉課
(☎871-2223)